

	療養補償給付		休業補償給付	傷病補償年金	介護補償給付																	
	療養の給付	療養の費用の支給																				
支給要件	業務上負傷し、又は疾病にかかって療養を必要とする場合	業務上負傷し、又は疾病にかかって療養を必要とする場合であって、次の①又は②のいずれかに該当する場合 ①療養の給付を行うことが困難な場合 ②療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合	次の①～③の要件を満たしている日について、労働者の請求に基づいて支給される ①業務上負傷し、又は疾病にかかり療養していること ②療養のため労働することができない日であること ③労働不能のため賃金を受けない日であること	次の①・②の要件に該当するときに支給される ①業務上負傷し、又は疾病にかかったこと ②療養の開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次のいずれにも該当するとき a)負傷又は疾病が治っていないこと b)負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級(第1級～第3級)に該当していること	次の①～③の要件に該当する場合、当該労働者に対し、その請求に基づいて支給される ①障害補償年金又は傷病補償年金の受給権者であること ②常時又は随時介護を要する状態にあること ③常時又は随時介護を受けていること																	
給付額	全額(一部負担金なし) 【給付範囲】 ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療 ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥移送		①全部労働不能の日 → 休業1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額 ②部分算定日又は複数事業労働者の部分算定日 → (給付基礎日額一部分算定日に対して支払われる賃金の額)の100分の60に相当する額 ※「部分算定日」とは、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日若しくは賃金が支払われる休暇をいう	<table border="1"> <thead> <tr> <th>傷病等級</th> <th>支給額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>給付基礎日額の313日分</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>給付基礎日額の277日分</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>給付基礎日額の245日分</td> </tr> </tbody> </table> ※毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に分けて支給される	傷病等級	支給額(年額)	第1級	給付基礎日額の313日分	第2級	給付基礎日額の277日分	第3級	給付基礎日額の245日分	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>常時介</th> <th>随時介</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>171,650</td> <td>85,780</td> </tr> <tr> <td>最低保障額</td> <td>75,290</td> <td>37,600</td> </tr> </tbody> </table> ※月を単位として支給される		常時介	随時介	上限額	171,650	85,780	最低保障額	75,290	37,600
傷病等級	支給額(年額)																					
第1級	給付基礎日額の313日分																					
第2級	給付基礎日額の277日分																					
第3級	給付基礎日額の245日分																					
	常時介	随時介																				
上限額	171,650	85,780																				
最低保障額	75,290	37,600																				
給付期間	傷病の治ゆ又は死亡により、療養の必要がなくなるまで支給される(ただし、治ゆ後再発した場合は、再び療養補償給付が支給される)		賃金を受けない日の第4日目から、実際の休業期間が終了するまで支給される(ただし、傷病補償年金が支給されることとなった場合には、休業補償給付は打ち切られる)	支給要件に該当する状態が継続している間支給される	支給要件に該当する状態が継続している間支給される																	
その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療機関</th> </tr> <tr> <th>指定病院等</th> <th>指定病院等以外の医療機関</th> </tr> <tr> <th colspan="2">給付方法</th> </tr> <tr> <th>現物給付</th> <th>現金給付</th> </tr> <tr> <th colspan="2">請求方法</th> </tr> <tr> <th>「療養補償給付たる療養の給付請求書」を所轄労働基準監督署長に提出(指定病院等を経由)</th> <th>「療養補償給付たる療養の費用請求書」を所轄労働基準監督署長に提出(経由せず直接提出)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> ・指定病院等とは、社会復帰促進等事業として設置された病院もしくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院もしくは診療所、薬局もしくは訪問看護事業者をいう。 ・柔道整復師の骨折、脱きゅうに対する施術は、応急手当の場合を除き、医師の同意を得たものでなければ療養上相当と認められる療養にはならない。 ・医師が直接の指導を行わない温泉療養については、療養補償給付を支給しない。ただし、病院等の附属施設で医師が直接指導のもとに行うものについては、この限りではない。 </td> </tr> </tbody> </table>		医療機関		指定病院等	指定病院等以外の医療機関	給付方法		現物給付	現金給付	請求方法		「療養補償給付たる療養の給付請求書」を所轄労働基準監督署長に提出(指定病院等を経由)	「療養補償給付たる療養の費用請求書」を所轄労働基準監督署長に提出(経由せず直接提出)	・指定病院等とは、社会復帰促進等事業として設置された病院もしくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院もしくは診療所、薬局もしくは訪問看護事業者をいう。 ・柔道整復師の骨折、脱きゅうに対する施術は、応急手当の場合を除き、医師の同意を得たものでなければ療養上相当と認められる療養にはならない。 ・医師が直接の指導を行わない温泉療養については、療養補償給付を支給しない。ただし、病院等の附属施設で医師が直接指導のもとに行うものについては、この限りではない。		・待期間(休業の初日から第3日目までの休業期間)については、事業主が労基法に基づく休業補償を行わなければならない。なお、待期間は、継続、断続を問わず通算して3日間とされる。 ・労働者が次のいずれかに該当する場合(省令で定める場合に限る)には、休業補償給付は行わない。 ①刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 ②少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合 ・休業補償給付は、療養を必要とする労働者に対して支給させるものであるため、療養補償給付と併給される。	・傷病補償年金は、所轄労働基準監督署長の職権により支給が決定される。(受給権者の請求は不要) ・傷病補償年金は、休業補償給付と同様に療養を必要とするため、療養補償給付と併給される。 ・被災労働者は、療養の開始後1年6ヶ月を経過した日において治っていないときは、同日以後1か月以内に、「傷病の状態等に関する届書」に医師の診断書等を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 ・障害の程度に変更があったため、新たに傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応じた傷病補償年金が支払われ、その後は、従前の傷病補償年金は支給されない。 ・療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合には、使用者は打切補償(平均賃金の1,200日分)を支払ったものとみなされ、当該労働者についての解雇制限が解除される。	・次の施設に入所又は入院している間は、介護補償給付は行われない。 ①障害者支援施設 ②特別養護老人ホーム ③原子爆弾被爆者特別養護ホーム ④病院又は診療所 ・介護補償給付の請求 ①障害補償年金の受給権者は、障害補償年金の請求と同時に、又は請求をした後に行わなければならない。 ②傷病補償年金の受給権者は、傷病補償年金の支給決定の後に行わなければならない。			
医療機関																						
指定病院等	指定病院等以外の医療機関																					
給付方法																						
現物給付	現金給付																					
請求方法																						
「療養補償給付たる療養の給付請求書」を所轄労働基準監督署長に提出(指定病院等を経由)	「療養補償給付たる療養の費用請求書」を所轄労働基準監督署長に提出(経由せず直接提出)																					
・指定病院等とは、社会復帰促進等事業として設置された病院もしくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院もしくは診療所、薬局もしくは訪問看護事業者をいう。 ・柔道整復師の骨折、脱きゅうに対する施術は、応急手当の場合を除き、医師の同意を得たものでなければ療養上相当と認められる療養にはならない。 ・医師が直接の指導を行わない温泉療養については、療養補償給付を支給しない。ただし、病院等の附属施設で医師が直接指導のもとに行うものについては、この限りではない。																						